

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社※1設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする個人又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置※2を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）軽減されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例（本市においては創業支援資金の申し込み要件緩和）について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、創業前の事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始する具体的計画を有する方、又は、新たに会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方は、6か月前から利用することが可能です。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合には、措置を受けることができません。

4. 小規模事業者持続化補助金における創業枠の補助上限の増額

(1) 小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合にも、対象となります。

※詳細は下記サイトをご確認ください。

●小規模事業者持続化補助金について

(商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局ホームページ)

<https://s23.jizokukahojokin.info/>